

第152回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年12月15日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 2番 村 山 将 人
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 課長代理 (漁業調整担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 愛 宕 克 哉 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 山 本 敬 介 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 中 野 卓 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 3番 岩 田 光 正 4番 関 恒 美
- 8 報告事項
- (1) 太平洋広域漁業調整委員会及び南部会の結果について
 - (2) 第25回一都二県連合海区漁業調整委員会の結果について
- 9 議 案
- (1) 「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領」の一部改正について (知事諮問)
 - (2) はまとびうおの数量目標について (決定)
 - (3) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)について
 - (4) 島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について

(5) 伊豆諸島海域におけるはご釣漁業の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後1時55分 開会)

事務局長	<p>本日出席の皆様お集まりですので、早めに始めさせていただきたいと思ます。</p> <p>出席状況の報告。2番村山委員が欠席。定数15名中、本日出席は14名（6番佐々木委員はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは早速でございますが、議長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>昨日の資源管理推進協議会に引き続き、そして本日は午前中に海面利用小委員会もありました。お忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入りますが、まず本日の議事録署名人で、順番によりまして3番の岩田委員、4番の関委員にお願いしたいと思ます。よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、報告事項が2点ございますので事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	<p>【報告1】に基づき、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。先月の11月28日に開催された太平洋広域委員会、そして太平洋南部についての委員会の結果でした。特に南部会については、キンメダイの話題が出て少し詳しく説明を頂いたわけですが、何か質問かご意見がございましたらお願いします。</p>
9番委員	<p>よろしいですか。7ページの水産庁の予算の件で、①のイのスマート水産業による漁獲情報の収集。私は別の委員会で、漁獲統計の収集、農水省の見直しを担当していて、東京内湾の漁協とかを少し調べて回ったのです。農水省の場合は、農政局に統計職員がいて、実際は漁協の方を統計調査員に指名しお金を払って漁獲情報をもたらしているのです。漁協が市場なり何らかの方法で、統計を集めているところはいいのですけれども、東京内湾はそういうところがあまりないのですよね。直接市場に出荷したりして、なかなか取りにくいのですよ。船橋でさえそうで、あそこは市場がないのですよね。</p> <p>それでいろいろ調査して、農水省は統計職員をどんどん減らして、もう集められない。そこで、何とか簡単な方法で、デジタル化して取れないかということの前提として調査しているのですけれども。先日、船橋市漁協に行ったときに、漁協の参事さんから、私はただ単に取り次だけなのですが、非常に怒られたのですね。</p> <p>農水省がそういう調査をして、一方で水産庁はこのスマート水産業で、多分幾つかの漁協はもう手を挙げて予算が入っている。本来、漁業者が個人個人で許可に関する漁獲実績を報告するようになっていたのが、それができないから漁協にお願いしますと言って漁協にシステムを入れ、漁協から報告の形を取ろうとしているのですね。そのための予算や報告に対応しているらしいのですよ。ところが、農水省とは全くお互い意見交換ができていなくて、非常に現場が困っているようです。直接、この場ではないのですけれども、もしそういう方、漁協があればちょっと情報を頂きたいと思ます。実際、スマート水産業の予算で、漁獲の統計をデジタル処理して送るといふのを報告というか取り組まれていますか。</p>

事務局長	その前に、水産課のほうでその辺情報があったらお願いします。
水産課	では、水産課から、スマート水産業の情報収集に関して、今の現状をご説明します。水産庁では、こういった形で事業展開しているのですが、我々のほうとしては水産庁から補助金は頂いていません。ただ、タイミングを見て水揚げのデジタル漁獲報告はやっていかざるを得ないだろうなということで、情報収集をしたり、水産庁の委託先であるJAFICとの連絡や調整等を行っているという状況です。
9番委員	今、全国で何百か所かでそれをやらせる、400か所ぐらいの漁協だったか。そういう目標で、同じ委員会の委員に、JAFICの会長の和田さんなのです。私から「そんなこと言っても、漁協はそんなマンパワーはもうないですよ」と。漁業者も、なかなか報告のデジタル化なんて難しいし、それを代わりに、漁協に頼むのは一方的だとちょっと文句を言ったのですけれども。もう水産庁はその方向でやるつもりで、これは漁業者の許可と引換えの義務だと。非常に強硬なのですよ。東京都には、どの程度来るか分からないのですけれども、いずれはそういうのが来るだろうなと思っています。
10番委員	今、神津で取り組んでいるのは違うのですか。
水産課	あれは、資源管理、資源評価のためのデジタルデータの収集ということです。
9番委員	それはこのことですよ。
水産課	データ自体は島しょセンターのほうに行くわけですよ。
10番委員	はい。
水産課	我々が水産庁のほうから聞いているのは、許可漁業に関するデータは、この水産庁のシステムを使って出してほしいという話ですけれども。 ご存じのとおり、東京都の場合は、小笠原を除くと許可漁業の対象となる操業はほとんどない。これまでどおり、漁獲のデータはメール等で送れば済んでしまう状況ですね。馬場委員が、ご指摘のとおり、漁協もやはりマンパワーが足りないということで、必要なデータは水産庁にメール等で送信すればいいのかなというところで考えています。 ただ、それを踏まえつつ、今後スマート水産業なりデジタル化が進むということもありますので、その絡みというのは十分注視しながら、JAFIC等と連絡調整を進めているという状況です。ですので、一応、どちらに転んでも大丈夫なような体制をとりつつ、漁協の負担がないような形で、対応を図っているという状況です。
9番委員	水産庁が言っている許可というのは大臣許可ということですか。知事許可も含まれますよね。
水産課	はい、知事許可も含まれますね。これまで、知事許可漁業の漁獲報告ということは、都道府県のみで課せられていたもので、水産庁に報告が行っていない。水産庁がそのような知事許可漁業に基づく漁獲報告の把握も必要だということで、この水産庁から補助金を出している。各漁協と水揚げを受ける市場で、市場のほうで報告できるようなシステムを、今構築しているところです。私どものほうは、市場に対しては各漁協さんから水揚げをしていますし、また知事許可漁業の数自

	<p>体は非常に数が少ないので、先ほど言ったとおり、様子見といったところでございます。</p>
9番委員	<p>水産庁の目論見は、まさにTACのためのデータ収集で、農水省の漁獲統計とは全然趣旨が違うのですよ。あれは、政策に反映させるため、つまり我が県の生産量がこれぐらいだから予算はこれぐらい必要だという、そのような統計だと思うのですが。その辺りが、全然お互い意見交換なしに進んでいるので、現場の漁協側は非常に混乱して、先日はどっちの事業調査なのだと言われたわけです。</p> <p>それを、この間、委員会で言ったので、農水省のからはが水産庁のスマート水産業とは意見交換をしながら進めますとは言ってくれたのですがね。いずれ、多分皆さんのところへ迷惑が行くのではないかなと心配に思っています。</p>
会長	<p>同じ時期に、同じような話題で、同じような手作業が、手間が増えるというのは悲しいですね。ありがとうございました。</p> <p>では、こちらの太平洋広域と南部についての報告は特にないようですので、続いて2つ目の報告を事務局、お願いします。</p>
事務局長	<p>【報告2】に基づき、説明。</p>
会長	<p>報告事項までということで、議題3で改めて協議はするということですね。</p>
事務局長	<p>はい。</p>
会長	<p>出席されたほかの委員、井上委員、丸委員、何かございましたか。</p>
7番委員、8番委員	<p>特にないです。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。それでは、報告事項は以上となります。</p> <p>本日、議案が全部で5件ございます。議案の1番『くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領』の一部改正について（知事諮問）」についてお願いします。</p>
事務局長	<p>【資料1】の諮問文を朗読。</p>
水産課	<p>【資料1】の諮問文以降、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。2ページ目が分かりやすいと思うのですが、クロマグロTACの変更について、追加配分等の軽微な変更があるときに、これまでのような手続きを踏まえると遅れをとるようなことになるということで、手続きを簡略にする。スムーズに操業に反映できるようにしたいということの改正になります。何かご意見ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>特に異議なし。</p>
会長	<p>特段の異議もないようですので、決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>次は、議案2「はまとびうおの数量目標について（決定）」をお願いします。</p>
事務局長	<p>【資料2】の諮問文を朗読。</p>

水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。
会長	<p>ありがとうございました。昨日の協議会では、島しょセンターの担当者から、もう少し詳しい説明があり、それを踏まえて議論が交わされ、結果としては21万尾とのこと。令和3年、4年と同じ数値ということになったようです。昨日に引き続きの方に、本日ご出席の方を含めて、何かご意見ありましたらお願いいたします。令和3年、4年と余り漁模様もよくなかった中ですが、いつ元に戻るか、回復するか分からないという状況の中、理由にあるような様々な考え方で、今回の数量提示となったということです。</p> <p>ご意見が特に出ませんので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案3「東京湾横断道路木更津人工島『海ほたる』周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)について」をお願いします。</p>
事務局長	【資料3】に基づき、説明。
会長	<p>ありがとうございました。先ほど、報告事項で一都二県連合海区委員会の結果の説明を受けました。これについては、遊漁に関する指示のため、本日、午前中に海面利用小委員会が開催されています。小委員会でのご意見等について、座長の岩田委員からお願いいたします。</p>
3番委員	<p>午前中、遊漁船業者あるいは遊漁に関わる専門委員の方を含めまして、小委員会で検討いたしました。内容については、特段異議ないということでご報告させていただきます。</p>
会長	<p>格段の意見なしということでした。どうもありがとうございます。何かご意見とご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>特に、意見もございません。原案どおり決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案4「島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について」事務局からお願いします。</p>
事務局長	【資料4】に基づき、説明。
会長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問があればお願いいたします。この火光利用による漁獲は神津島が多かったということです。</p>
10番委員	神津は、たもすくいですか。
事務局長	これは、たもすくいです。
会長	<p>他にはご意見、異議がないようですので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>最後の議案になります。議案5「伊豆諸島海域におけるはご釣漁業の委員会指示について」、事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	【資料5】に基づき、説明。
会長	<p>ありがとうございました。何かご意見がありましたらお願いいたします。</p>

委員一同

特に異議なし。

会長

異議ございませんので、原案どおり決定といたします。

これで、本日予定した議案5件が全て終わりました。その他、事務局から1点あるということで、よろしくお願ひします。

事務局長

本日、傍聴希望の話はなくなりました。その関連もあります。浮きはえ縄漁業について、若干ご報告いたします。

前回ご説明していますが、承認申請の対象者を厳密に対処することにいたしました。その結果、千葉県からは昨年に比べて5隻減らした申請となっています。内容として、現在のくろまぐろTACの厳しい状況のため、申請を辞退した方が5名いらしたという報告を伺っております。実際、水揚げ実績で判断しますと、25隻程となります。その他に、継続して承認を希望する方が同じく25隻ございました。それについては、意見書を出していただき、特に委員会で内容を確認した上で決めるということでした。そのため、昨日、関連する海区委員の方、会長も含め、資源管理協議会に出席していた方で、急遽、本件の協議会という形で、意見書の確認をさせていただきました。その協議結果の内容について、ご説明の上、昨日出席していない方も含めまして、ご意見等があれば伺った上、正式に決定するという事になってございます。

まず、使用する船の故障や体調不良等で出漁ができなかったという方を、承認を認めないのは厳しい面もあり、過去5年程度の中での実績を勘案し、提出のあった意見書の内容も考慮してもいいのではないかと。その他、かなり長期間やっていない人、その方については、意見書の内容から、やはり現在の漁場のことを考え、他の漁業者の操業も考えて、はえ縄からひき縄に自主的に転換しているという方方もありました。

その他にも、例えば「自分はキンメダイに転換できるから、しばらくはキンメダイに変えて他の漁業者に譲るようにしてもいい」といった話。それから、千葉県の沿岸漁業者の方とは、長年いろいろ交渉等を行い、現在は一度に入漁する隻数も制限し、輪番制を行い、それも守られているという状況もございます。その点も十分考慮し、今後ともそのルールを徹底した上で、今回実績が示せなかった方が操業を再開するとしても、そのルールの中であれば、県からも十分指導をお願いできるということ。このような指導も、引き続き水産課にお願いすることで、条件つきで致し方ないかという判断となっています。

また、このようなルールがまだない県に対して、この千葉県のルールの事例も参考に、その県に対しては、従来どおりの承認を継続するというのではなく、輪番制の導入等、操業に関する自主的なルールを、漁協に対する指導等の強化をお願いするという事で、しかも、今回は改正後の初年度でもあり、承認を出すという結論にしております。

今後、将来的な展望については、やはり、これまでどおりに、島しょ周辺の海域の利用を希望する意見も、他県からは多く見受けられています。

しかしながら、東京都の漁業、漁業者の将来を見据えれば、他県の漁業者が、いつまでも東京の海域を保険や担保のようにとらえるのではなく、東京の漁業振興についても同じですが、まずは自分たちの地先海面の中で、工夫しながら操業転換、未利用資源や新しい資源の開発・利用を考えてもらいたい。

自分の地先の資源が減ってきたら、その資源の回復を図るのではなく、安易に他の海域の地先資源を利用できるという考え方を、いつまでも持ち続けることは、漁業法でも、適切かつ有効に資源を利用するという考え方に当てはまらないのではないかと、申し上げてございます。今後ともそのような方針

	<p>で、意見書に対しては、厳格に判断するというので、臨みたいと思っております。今後とも、何か問題がございましたら、水産課とも協力しながら他県とは調整したいと思っております。報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局からも報告がありましたように、昨日6名の委員と、「申請のあった中で、最近操業していない方の理由」という申請書の内容を確認してきたところです。</p> <p>地元の地先海面、地先資源のことを考えてみますと、今日も議題になっていきますハマトビウオ、キンメダイやクロマグロ、いずれも島の漁場をどう使うか、他県からの参入に対してどのような方法で臨むのかということを考えなければいけないと思います。</p> <p>隣県、近い県とはこれまでも操業の秩序について、いろいろな機会に双方に協力をしてきているわけですが、従来どおりに、許可等を無条件で出し続けるのではなく、あまりに長い間操業していない、実績がない、漁獲がないといったものに対してどうするかということ、厳しく考えていければということが、皆さんの同じ意見と考えています。</p> <p>実際に、漁場で操業の中で問題等の発生があれば、水産課に連絡を頂きまして、その県に対して強く指導をお願いすることを考えております。今後ともまだ問題があるかと思うのですけれども、どのように対応するかも含めて、ご意見があればお聞かせいただければと思います。</p>
10 番委員	<p>引き続き、こういった形でやってもらえればありがたいと思います。これまでがちょっと弱腰、および腰に感じていましたので、アカイカにしても今回ののはえ縄にしても、こういった形で進めてもらえれば、東京都の漁業者としてはありがたいと思います。引き続き、こういった姿勢で対処していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>浜川委員からは、この方向で進んでくれというご意見が出ております。</p>
4 番委員	<p>会長、いいですか。同じ意見なのですけれども、昨日ちょっと聞いた限りでは、事務局や水産課という名前が何度も挙がってきたのだけれども、このことは、事務局や行政とかそういうことではなくて、「海区委員会の中の意見だ」ということで、やはり、委員会の委員みんなの意見だということによってあげてよ。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p>
4 番委員	<p>何かあったら漁業者としても困るので、やはり、委員会の総意の意見なので。</p>
10 番委員	<p>今回、千葉県の方が来るということで、こういった漁業者の話を直接聞かせてあげれば伝わるのかと思ったのですけれども、残念と思います。</p>
4 番委員	<p>傍聴で出席があったら、どうやって言おうかとずっと考えてきたのだけれど、すごくショックで。そこは、事務局や水産課の頑張りを分かってやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局長	<p>これからもいろいろあれば、事務局までよろしくをお願いします。</p>
4 番委員	<p>お願いします。</p>
会長	<p>漁業者と漁業者とのやり取り、あるいは県と県との行政のやり取り、それも委</p>

	<p>員会としての対応の中で、東京海区としてはこういう意見ですということで、強く主張していただければと思います。</p> <p>ちょっと気が抜けたところもありますけれども、無事にこの方向で進めていただければと思います。委員の皆様から、その他に何かあればお願いいたします。</p>
9番委員	<p>この件は了解しました。以前、異なる県の許可の移転ですけれども、これは今後どうされるのですか。</p>
水産課	<p>これに関しては、許可を受けた漁業者の引っ越しで、居住地が変わるという場合で、同じ漁業者に許可を出すことであります。現在、基本的には許可枠は、県別に割り振って、その県の中での調整をお願いしているところです。</p> <p>我々も漁業者に変更がないことが確認できれば、許可を出していく方向で考えているところです。</p> <p>また、許可を受ける漁業者自体が変わるようなことがあれば、話が変わってきますので、その辺は。実際にその許可はどこの船、どこの誰に行われるのかを確認しながら、事務処理を進めているところです。</p>
会長	<p>水産課の説明は以上の上のようですけれども。</p>
9番委員	<p>要するに承認は、基本的には人についているということですか。</p>
事務局長	<p>先ほどから説明している承認とは、そういった意味では人についていますので、実績も人となります。</p>
9番委員	<p>というのは、時々情報交換をしている方と、この間、問題になった造船所、確かにマグロ船をかなり買っているのです。となると、空いている枠に目をつけて、そういった方法で自分のところに、例えば、小笠原海域の許可を持ってくるとか、人を動かすことで実質的に許可を集めるということが起きはしないか。</p>
会長	<p>他の県の空いている、使っていない枠を、自分のところに持ち込むような。</p>
9番委員	<p>許可を持つのにそういう手法を使いかねないかと思い、許可は人にはついてるので、移住という形で住所を変えさせて、そこからは実質経営を入れ替えてという感じで。人柄はそんなに悪い人ではないということですが、実際に聞いてみると、つい最近も、また他の県内の地区で廃業した船を、その造船所が買うようだという話も聞いたので。</p>
事務局長	<p>集めているのは、くろまぐろを目的にした沿岸まぐろはえ縄というより。近かつの許可船ということですよ、確か。</p>
9番委員	<p>本来は造船所なのですが、マグロ船を中心に作っているため、ドッグ入りで集まってくる。その時に、経営者の「もう船を辞める」といった情報から、それを買い取るという例もあるようです。</p>
10番委員	<p>前回、何かそんな話もなかったですかね。</p>
9番委員	<p>ただ、直接ではないけど、権利の動き方がどうもおかしいと思います。</p>
10番委員	<p>大臣許可を取るときに、その造船所の話が出たような気がするのですけれど。</p>

水産課	小笠原のかつおまぐろ漁業については、許可制となっております。定数の枠については、そういった情報を頂きましたので、現在、気をつけながら許可の運用に努めているところでございます。以上です。
会長	そのような形で、急に増えたら怪しいということなのではないでしょうか。何か確認できる方法があるのですか。
1 番委員	そういう形で、今はやっているのでしょうかね。
4 番委員	何か似ているね。
1 番委員	同じように、東京都にも参入してくる漁業者もいる。廃業するような船の人の名義と一緒にあって、しばらくすれば、今度は権利を取ってしまうということですから。許可を貸す、貸しているという話しぶりで、ちょっと乗せてから、最後にはいなくなってしまうと、元の船頭のほう。そういうことは、ずっと前からやっていますよ。
4 番委員	東京都も気をつけたほうがいいね。
水産課	当然、その辺は小笠原に限らず、許可も承認等については注意していきたいと思っています。
会長	そうですね。当たり前のようになってしまってからでは対応できなくなってしまうので、是非目を光らせていただければと思います。 最後になりますが、次回の開催予定について事務局からお願いします。
事務局長	海区委員会としては、今回は令和5年1月17日。年明けの17日の火曜日に、この会場で午後2時の一応予定になってございます。実際は、この日、大島支庁管内の公聴会がございまして、まず、2時から公聴会を開いて終わり次第、若干休憩を取って、委員会を開く予定にしております。 議案は、漁業権に関する海区漁場計画案に対する意見聴取の答申を、ここで皆様方に決定を頂くことにしております。 それから、例年行っております、八丈島近海漁場の浮魚礁に関する委員会指示の予定でございまして。 また、今後の予定ですが、前後して、来週の22日、12月22日は、基本的にウェブ開催ということで、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁の三支庁管内の公聴会を予定しております。今のところ、山下委員、それから村山委員はこちらに、都庁から出席を希望されています。島の委員さんにつきましては、それぞれの地元の島から出席の予定ときいております。 公述人につきましては、三宅支庁、御蔵島村、それから青ヶ島の公述人の方は八丈支庁、それから小笠原支庁と母島出張所と、5か所から公述を頂く予定にしております。 年末、大変押し詰まって申し訳ございませんが、現在、事務局、各分室、各支庁と準備を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。
11 番委員	すみません、その日はちょっと島に帰れなくなってしまったので、申し訳ないですが、都庁から出席することで。
事務局長	高瀬委員については、都庁から出席ということになってございます。

4番委員	服装はどうしたらいいのですか。
事務局長	服装は特に指定はしていません。
4番委員	普段着は駄目ですか。
事務局長	特に普段着で結構です。公述人の方、公述人を1人ずつ審査という表現ではありませんが、公述内容を皆さんでお聞きいただき、終わった後に、皆さんからご意見があればいただくということで、普段の形で結構です。
会長	来週は今年最後になりますけれども、今、公聴会が予定されています。ウェブではありますけれども、こちらにいる方は都庁に参集という形になります。 では、これもちまして、第152回の調整委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(午後3時27分、会長、第152回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)